

業種別登録必要要件、申請書記載留意事項等

注1) 各業種別の必要要件を満たした事業者が、申請により登録を受けられる制度であり、登録を受けなくても各事業を行うことはできます。

注2) 登録期間は6年間であり、引き続き登録を希望する場合は有効期間満了日の1ヶ月前までに再登録申請を行ってください。

注3) 登録期間中に登録申請内容に次の事項の変更が生じた場合には、変更が発生した日から30日以内に変更の届出を行ってください。

- ・申請者氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)、申請者住所(法人にあっては主たる事務所所在地)
- ・営業所の名称、所在地、責任者の氏名
- ・事業の用に供する主要な機械器具その他の設備
- ・清掃作業監督者等 資格者の変更
- ・作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法

(1号) 建築物清掃業等 1～5

(2号) 建築物空気環境測定業 6～10

(3号) 建築物空気調和用ダクト清掃業 11～15

(4号) 建築物飲料水水質検査業 16～21

(5号) 建築物飲料水貯水槽清掃業 22～27

(6号) 建築物排水管清掃業 28～33

(7号) 建築物ねずみ昆虫等防除業 34～39

(8号) 建築物環境衛生総合管理業 40～50

建築物清掃業登録（1号）の必要要件

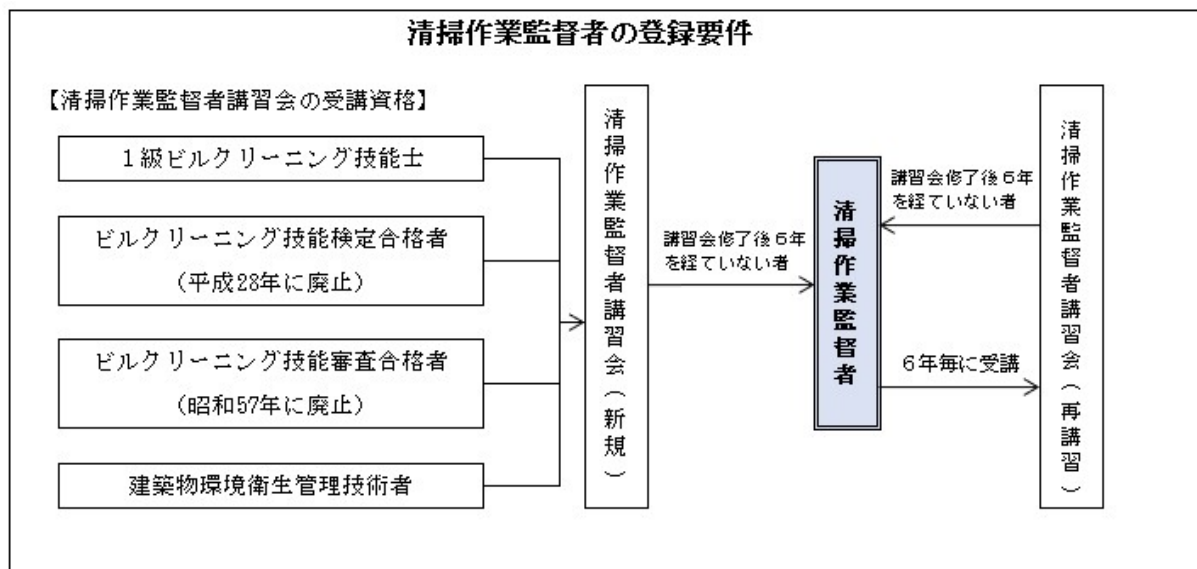
建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）

1 次の機械器具を有すること。

- (1) 真空掃除機 (2) 床みがき機

2 清掃作業監督者が、登録しようとする営業所につき、1人以上置かれていること。

清掃作業監督者とは、下記の登録要件を満たした者であること。



3 清掃作業に従事する者が、次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- (1) 研修は清掃作業に従事する者のすべて(派遣及びパート等含む)が、受講できるものであること。
- (2) 研修は登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が、実施主体となって定期的に行われるものであること。
- (3) 研修の内容は、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用方法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- (4) 研修の指導にあたる者は、(3)の内容を指導するのに適当と認められる者(清掃作業監督者又は建築物環境衛生管理技術者等)であること。

4 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が次に定める基準に適合していること（※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準(平成14年厚生労働省告示第117号)参照）。

※ 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準（平成 14 年厚生労働省告示
第 117 号）抜粋 第一 1～8

- 一 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- 二 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 三 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 四 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 五 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- 六 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 七 一から六までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- 八 七に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

建築物清掃業登録に必要な書類と書類記載留意事項

1 提出書類等

- 登録申請書 [様式第1号]
 - 登録手数料：35,000円（兵庫県収入証紙等）
 - 登記事項証明書（法人の場合のみ）（発行日から6か月以内のもの）
- 付近見取図、施設平面図等
- 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - 機械器具の写真（各写真に機械器具の名称を記入）
（登録要件である機械器具等がすべて判別できる写真及び型式が確認できる写真）
 - 機械器具等の納品書、リース契約書など、登録しようとする営業所にて所有、占有していることを証する書類の写し
- 監督者等名簿 [様式第3号]
 - 清掃作業監督者講習会（再講習会）修了証書の写し ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 清掃作業監督者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
- 研修実施状況（計画） [様式第4号]
 - 登録を受けようとする者が研修を行う場合は、研修の指導にあたる者が、指導者として適当であることを証する書類（登録する清掃監督者が研修の指導を行う場合は省略可。他の者が行う場合は、建築物環境衛生管理技術者の免状の写し等を添付）
 - 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって行う従事者研修を受講した場合は、修了証書の写し
- 作業実施方法等 [様式第5-1号、第5-2号]

2 書類記載留意事項

- (1) 登録申請書 [様式第1号]
 - ① 申請者が法人の場合、登録申請書の氏名欄に登録簿に記載されている名称及び代表者氏名に加え代表者住所が漏れなく記入されていること。
- (2) 付近見取図、施設平面図等
 - ① 営業所の所在地がわかる付近見取図と営業所の施設平面図(事務所及び保管庫の設置場所)が記載されていること。
- (3) 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - ① 機械器具等は営業所ごとに所有、占有されていること。
 - ② 登録要件である機械器具等がすべて記載され、その写真が添付されていること。
 - ③ 型式の欄には、製造会社名と型式の両方が記載され、添付の写真で確認できること。
 - ④ 購入年月日欄には、納品書等の日にちが記入され、納品書等の写しが添付されていること。

(4) 監督者等名簿 [様式第3号]

- ① 清掃作業監督者は、2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録されていないこと。
- ② 清掃作業監督者は、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務していないこと。

(5) 研修実施状況(計画) [様式第4号]

- ① 新規登録の場合は、過去1年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ② 再登録の場合は、過去6年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ③ 研修は清掃作業に従事する者の全員が1年に1回以上受講できるものであること。日にちは分けて実施可能。
- ④ 研修の時間数が記入されていること。(おおむね7時間)
- ⑤ 研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ⑥ 研修の指導にあたる者が、清掃作業監督者又は清掃作業監督者と同等以上の知識、技能を有する者(建築物環境衛生管理技術者等)であること。

(6) 作業実施方法等 [様式第5-1号 上欄]

- ① 同一の監督者が2以上の班を編成していることがないようにすること。

(7) 作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄]

- ① 告示に定める基準に合致する作業及び機械器具等の維持管理の方法を記入すること。
(*) 告示に定める基準の内容がすべて記入されているか、必ず確認してください。
- ② 告示に定める基準に次の内容を含ませること。
 - a 作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。)
 - b 機械器具等の点検の方法
 - c 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
 - d 作業報告作成の手順(作業報告書に記入する内容も記載すること。)(*) 作業報告書の添付に替えても可。

※ 点検等の定期的に行われなければならない項目については、明確に実施回数を記載すること。(例：〇〇月に〇〇回以上。)

(8) 作業実施方法等 [様式第5-2号 上欄]

※ 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。

- ① 業務委託の有無を○で囲むこと。(例：有・~~無~~)
- ② やむを得ず業務を委託する場合は、以下の内容を記入すること。
 - a 委託を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示に定める基準(※

「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準」に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

b 委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）

c 委託する業務の範囲

d 受託者の業務の方法が、告示に定める基準に掲げる要件を満たしていることを把握する方法

③ やむを得ず業務を委託する場合で、委託先が建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けている場合は、登録番号を記入し、登録証明書の写しを添付すること。委託先が登録を受けていない場合は、業務が正しく行われていることを把握するために、委託先にも〔設備・機械名簿〕（様式第2号）、〔監督者等名簿〕（様式第3号）、〔監督者としての資格を証明するもの〕、〔研修実施状況（計画）〕（様式第4号）、〔作業実施方法等〕（様式第5-1号、第5-2号の下欄）の必要書類を提出してもらい、それらを添付すること。

（9）作業実施方法等〔様式第5-2号 下欄〕

① 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条に規定する建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

② 緊急連絡先の電話番号を記入すること。

③ 緊急連絡先の電話番号は24時間対応が可能でなければならないので、そのことについても明記すること。

建築物空気環境測定業登録（2号）の必要要件

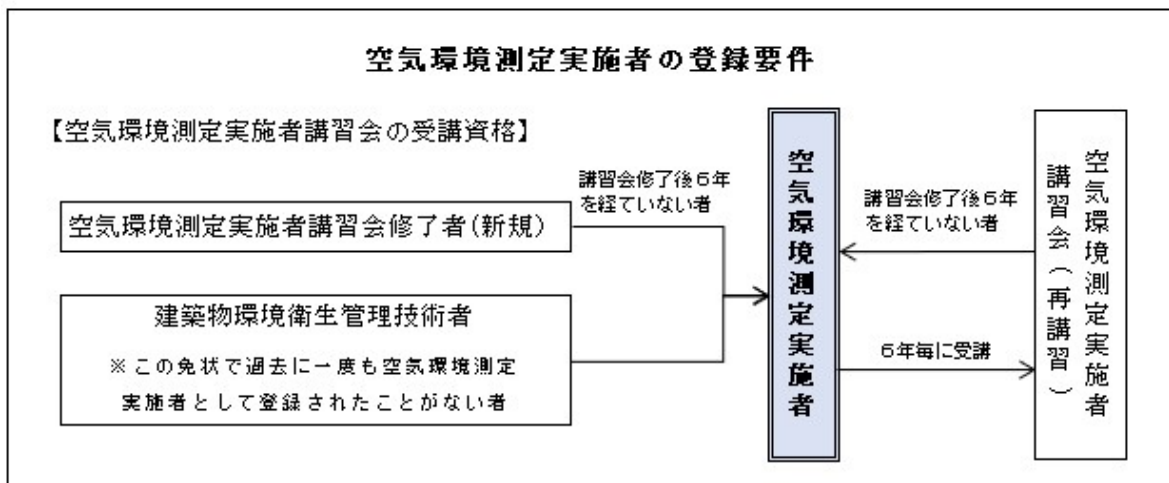
建築物の空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業

1 次の機械器具を有すること。

- (1) 浮遊粉じん測定器
- (2) 一酸化炭素測定器
- (3) 二酸化炭素測定器
- (4) 温度計
- (5) 湿度計
- (6) 風速計
- (7) 空気環境の測定に必要な器具（測定器スタンド等）
- (8) ホルムアルデヒド測定器 〈*〉

〈*〉 必須ではないが、兵庫県では、建築物環境衛生管理基準に定められた空気環境の測定が出来るよう、原則として備え付けることとしている。

2 空気環境測定実施者は、下記の登録要件を満たした者であること。



3 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる械器具その他の維持管理の方法が、厚生労働大臣が次に定める基準に適合していること（※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準(平成14年厚生労働省告示第117号)参照」。

※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準」(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)抜粋 第二 1～3

一 空気環境の測定は、規則第三条の二第一号に定める方法に準じて行うこと。

〈規則第三条の二第一号〉

* 当該特定建築物の通常の使用中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 cm 以上 150 cm 以下の位置において、下の表に掲げる測定器を用い、各事項の測定を行う。

浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又は同等以上の性能を有する測定器を使用
二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器又は同等以上の性能を有する測定器を使用
温度	0.5度目盛の温度計又は同等以上の性能を有する測定器を使用
相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又は同等以上の性能を有する測定器を使用
気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計又は同等以上の性能を有する測定器を使用
ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法(DNPH-HPLC法)により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法(AHMT吸光光度法)により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

二 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。

三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

建築物空気環境測定業登録に必要な書類と書類記載留意事項

1 提出書類等

- 登録申請書 [様式第1号]
 - 登録手数料：35,000円（兵庫県収入証紙等）
 - 登記事項証明書（法人の場合のみ）（発行日から6か月以内のもの）
 - 付近見取図、施設平面図等
 - 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - 機械器具の写真（各写真に機械器具の名称を記入）
（登録要件である機械器具等がすべて判別できる写真及び型式が確認できる写真）
 - 機械器具等の納品書、リース契約書など、登録しようとする営業所にて所有、占有していることを証する書類の写し
 - 監督者等名簿 [様式第3号]
 - 空気環境測定実施者講習会（再講習会）修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者の免状の写し（ただし、再登録を受けようとする場合には、講習会（再講習会）修了証書の写しが必要） ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 空気環境測定実施者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
- ※ 研修実施状況 [様式第4号] については、提出は不要です。
- 作業実施方法等 [様式第5-1号、第5-2号]
 - 浮遊粉じん測定器の較正済票の写し（1年以内ごとに1回較正を受けること）

2 書類記載留意事項

(1) 登録申請書 [様式第1号]

- ① 申請者が法人の場合、登録申請書の氏名欄に登録簿に記載されている名称及び代表者氏名に加え代表者住所が漏れなく記入されていること。

(2) 付近見取図、施設平面図等

- ① 営業所の所在地がわかる付近見取図と営業所の施設平面図(事務所及び保管庫の設置場所)が記載されていること。

(3) 設備・機器名簿 [様式第2号]

- ① 機械器具等は営業所ごとに所有、占有されていること。
- ② 登録要件である機械器具等がすべて記載され、その写真が添付されていること。
- ③ 型式の欄には、製造会社名と型式の両方が記載され、添付の写真で確認できること。
- ④ 購入年月日欄には納品書等の日にちが記入され、その納品書等の写しが添付されていること。

(4) 監督者等名簿 [様式第3号]

- ① 空気環境測定実施者は、2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録されていないこと。

- ② 空気環境測定実施者は、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務していないこと。

(5) 作業実施方法等 [様式第5-1号 上欄]

- ① 同一の監督者が2以上の班を編成していることがないようにすること。

(6) 作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄]

- ① 告示に定める基準に合致する作業及び機械器具等の維持管理の方法を記入すること。
〈*〉告示に定める基準の内容がすべて記入されているか、必ず確認してください。
- ② 告示に定める基準に次の内容を含ませること。

a 空気環境の測定方法

b 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

c 測定結果報告作成の手順（測定結果報告書に記入する内容も記載すること。

〈*〉測定結果報告書の添付に替えても可。）並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

※ 点検等の定期的に行われなければならない項目については、明確に実施回数を記載すること。（例：〇〇月に〇〇回以上。）

(7) 作業実施方法等 [様式第5-2号 上欄]

※ 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

- ① 業務委託の有無を○で囲むこと。（例：有・~~無~~）

- ② やむを得ず業務を委託する場合は、以下の内容を記入すること。

a 委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示に定める基準（別紙参照）に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

b 委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）

c 委託する業務の範囲

d 受託者の業務の方法が、告示に定める基準に掲げる要件を満たしていることを把握する方法

- ③ やむを得ず業務を委託する場合で、委託先が建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けている場合は、登録番号を記入し、登録証明書の写しを添付すること。委託先が登録を受けていない場合は、業務が正しく行われていることを把握するために、委託先にも[設備・機械名簿]（様式第2号）、[監督者等名簿]（様式第3号）、[監督者としての資格を証明するもの]、[研修実施状況（計画）]（様式第4号）、[作業実施方法等]（様式第5-1号、第5-2号の下欄）の必要書類を提出してもらい、それらを添付すること。

(8) 作業実施方法等 [様式第5-2号 下欄]

- ① 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空

気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

- ② 緊急連絡先の電話番号を記入すること。
- ③ 緊急連絡先の電話番号は24時間対応が可能でなければならないので、そのことについても明記すること。

建築物空気調和用ダクト清掃業登録（3号）の必要要件

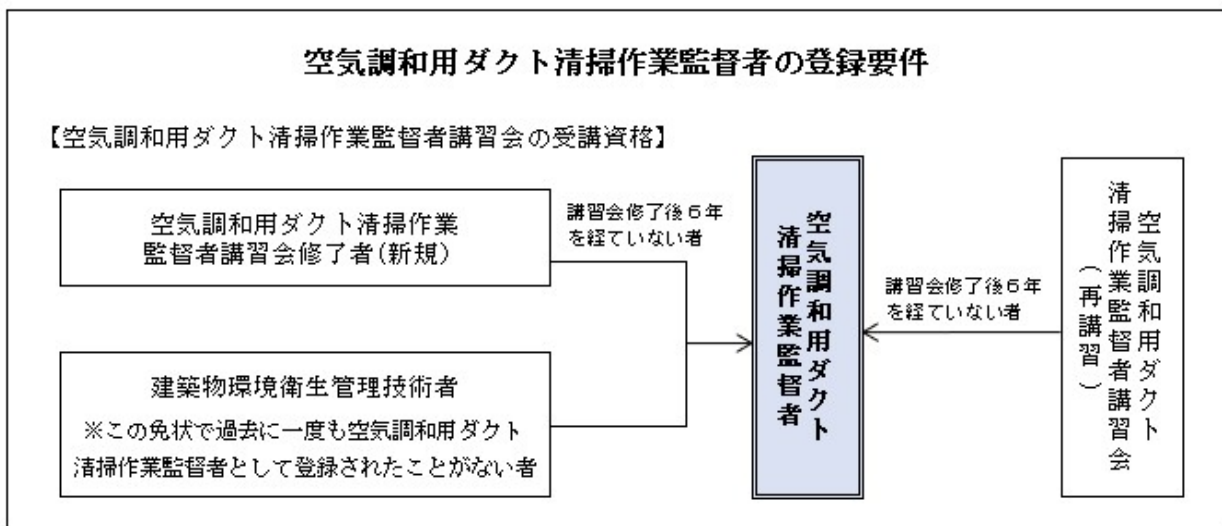
建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

1 次の機械器具を有すること。

- (1) 電気ドリル及びシャー又はニブラ（ダクトを構成する部材を開口し、切断できるもの）
- (2) 内視鏡（写真を撮影することができるもの）
- (3) 電子天びん又は化学天びん（1mg以上の分解能を有するもの）
- (4) コンプレッサー (5) 集じん機 (6) 真空掃除機

2 空気調和用ダクト清掃作業監督者が、登録しようとする営業所につき、1人以上置かれていること。

空気調和用ダクト清掃作業監督者は、下記の登録要件を満たした者であること。



3 ダクト清掃作業に従事する者が、次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- (1) 研修は空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべて(派遣及びパート等含む)が受講できるものであること。
- (2) 研修は登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- (3) 研修の内容は、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- (4) 研修の指導にあたる者は、(3)の内容を指導するのに適当と認められる者(ダクト清掃作業監督者又は建築物環境衛生管理技術者)であること。

4 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が次に定める基準に適合していること(※平成14年厚生労働省告示第117号)。

※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準」(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)抜粋 第三 1～5

- 一 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- 二 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- 三 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- 四 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- 五 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

建築物空気調和用ダクト清掃業登録に必要な書類と書類記載留意事項

1 提出書類等

- 登録申請書 様式第1号]
 - 登録手数料：35,000円（兵庫県収入証紙等）
 - 登記事項証明書（法人の場合のみ）（発行日から6か月以内のもの）
- 付近見取図、施設平面図等
- 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - 機械器具の写真（各写真に機械器具の名称を記入）
（登録要件である機械器具等がすべて判別できる写真及び型式が確認できる写真）
 - 内視鏡が写真撮影可能であることが確認できるもの（例：内視鏡とカメラを接続した写真、カタログなど）
 - 機械器具等の納品書、リース契約書など、登録しようとする営業所にて所有、占有していることを証する書類の写し
- 監督者等名簿 [様式第3号]
 - 空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会（再講習会）修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者の免状の写し（ただし、再登録を受けようとする場合には、講習会（再講習会）修了証書の写しが必要） ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 空気調和用ダクト清掃作業監督者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
- 研修実施状況（計画） [様式第4号]
 - 登録を受けようとする者が研修を行う場合は、研修の指導にあたる者が、指導者として適当であることを証する書類（登録するダクト清掃作業監督者が研修の指導を行う場合は省略可。他の者が行う場合は、建築物環境衛生管理技術者の免状の写し等を添付）
 - 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって行う従事者研修を受講した場合は、修了証書の写し
- 作業実施方法等 [様式第5-1号、第5-2号]

2 書類記載留意事項

(1) 登録申請書 [様式第1号]

- ① 申請者が法人の場合、登録申請書の氏名欄に登記簿に記載されている名称及び代表者氏名に加え代表者住所が漏れなく記入されていること。

(2) 付近見取図、施設平面図等

- ① 営業所の所在地がわかる付近見取図と営業所の施設平面図(事務所及び保管庫の設置場所)が記載されていること。

(3) 設備・機器名簿 [様式第2号]

- ① 機械器具等は営業所ごとに所有、占有されていること。
- ② 登録要件である機械器具等がすべて記載されて、その写真が添付されていること。

- ③ 型式の欄には、製造会社名と型式の両方が記載され、添付の写真で確認できること。
- ④ 購入年月日欄には納品書等の日にちが記入され、納品書等の写しが添付されていること。

(4) 監督者等名簿 [様式第3号]

- ① ダクト清掃作業監督者は、2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録されていないこと。
- ② ダクト清掃作業監督者は、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務していないこと。

(5) 研修実施状況(計画) [様式第4号]

- ① 新規登録の場合は、過去1年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ② 再登録の場合は、過去6年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ③ 研修は空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者の全員が1年に1回以上受講できるものであること。日にちは分けて実施可能。
- ④ 研修の時間数が記入されていること。(おおむね7時間)
- ⑤ 研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ⑥ 研修の指導にあたる者が、ダクト清掃作業監督者又はダクト清掃作業監督者と同等以上の知識、技能を有する者(建築物環境衛生管理技術者等)であること。

(6) 作業実施方法等 [様式第5-1号 上欄]

- ① 同一の監督者が2以上の班を編成していることがないようにすること。

(7) 作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄]

- ① 告示に定める基準に合致する作業及び機械器具等の維持管理の方法を記入すること。
<＊> 告示に定める基準の内容がすべて記入されているか、必ず確認してください。
- ② 告示に定める基準に次の内容を含ませること。
 - a 作業工程(ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)
 - b 機械器具等の点検の方法
 - c ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法
 - d 作業報告作成の手順(作業報告書に記入する内容も記載すること。)<＊> 作業報告書の添付に替えても可。

※ 点検等の定期的に行われなければならない項目については、明確に実施回数を記載すること。(例：〇〇月に〇〇回以上。)

(8) 作業実施方法等 [様式第5-2号 上欄]

※ 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

- ① 業務委託の有無を○で囲むこと。(例：有・○)

- ② やむを得ず業務を委託する場合は、以下の内容を記入すること。
- a 委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示に定める基準（別紙参照）に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
 - b 委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）
 - c 委託する業務の範囲
 - d 受託者の業務の方法が、告示に定める基準に掲げる要件を満たしていることを把握する方法
- ③ やむを得ず業務を委託する場合で、委託先が建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けている場合は、登録番号を記入し、登録証明書の写しを添付すること。委託先が登録を受けていない場合は、業務が正しく行われていることを把握するために、委託先にも〔設備・機械名簿〕（様式第2号）、〔監督者等名簿〕（様式第3号）、〔監督者としての資格を証明するもの〕、〔研修実施状況（計画）〕（様式第4号）、〔作業実施方法等〕（様式第5-1号、第5-2号の下欄）の必要書類を提出してもらい、それらを添付すること。

(9) 作業実施方法等 [様式第5-2号 下欄]

- ① 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
- ② 緊急連絡先の電話番号を記入すること。
- ③ 緊急連絡先の電話番号は24時間対応が可能でなければならないので、そのことについても明記すること。

建築物飲料水水質検査業登録（4号）の必要要件

建築物の飲料水について、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号（最終改正平成30年3月28日厚生労働省告示第138号）により検査を行う事業

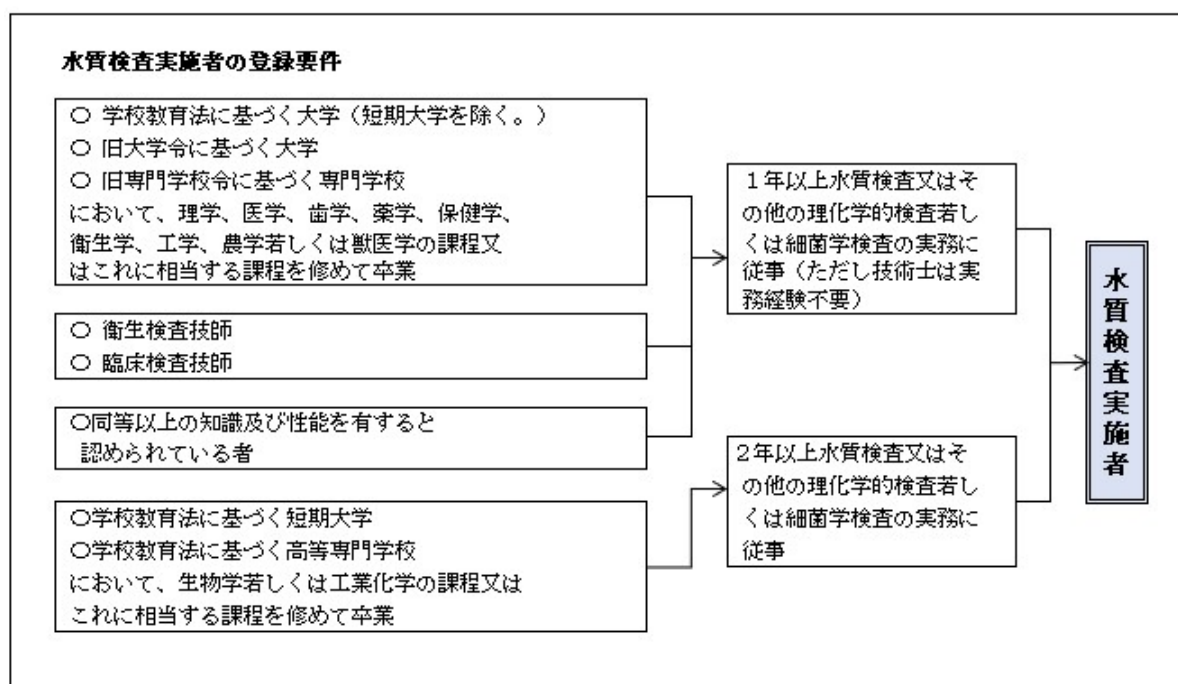
- 1 次の機械器具を有すること。
 - (1) 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
 - (2) フレームレス原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置
 - (3) イオンクロマトグラフ
 - (4) 乾燥器
 - (5) 全有機炭素定量装置
 - (6) pH計
 - (7) 分光光度計又は光電光度計
 - (8) ガスクロマトグラフ質量分析計
 - (9) 電子天びん又は化学天びん

- 2 水質検査を適格に行うことのできる検査室を有すること。

水質検査を適格に行うことのできる検査室とは・・・

 - (1) 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
 - (2) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
 - (3) ドラフトチャンバーが設置されていること。
 - (4) 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
 - (5) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
 - (6) 天びん台など必要な部分に防震措置が施されていること。

- 3 水質検査実施者が、次のいずれかに該当するものであること。



4 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が次に定める基準に適合していること。

※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準」(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)抜粋 第四 1～5

- 一 水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- 二 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- 三 水質検査の結果を五年間保存すること。
- 四 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- 五 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。

建築物飲料水水質検査業登録に必要な書類と書類記載留意事項

1 提出書類等

- 登録申請書 [様式第1号]
 - 登録手数料：35,000円（兵庫県収入証紙等）
 - 登記事項証明書（法人の場合のみ）（発行日から6か月以内のもの）
 - 付近見取図、施設平面図等
 - 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - 機械器具の写真（各写真に機械器具の名称を記入）
（登録要件である機械器具等がすべて判別できる写真及び型式が確認できる写真）
 - 機械器具等の納品書、リース契約書など、登録しようとする営業所にて所有、占有していることを証する書類の写し
 - 検査室の写真
 - 監督者等名簿 [様式第3号]
 - 水質検査実施者の卒業証明書又は衛生検査技師もしくは臨床検査技師の免状の写し
又は技術士登録証の写し ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 水質検査実施者の実務従事証明書（技術士は不要）
 - 水質検査実施者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
- ※ 研修実施状況 [様式第4号] については、提出は不要です。
- 作業実施方法等 [様式第5-1号、第5-2号]

2 書類記載留意事項

(1) 登録申請書 [様式第1号]

- ① 申請者が法人の場合、登録申請書の氏名欄に登録簿に記載されている名称及び代表者氏名に加え代表者住所が漏れなく記入されていること。

(2) 付近見取図、施設平面図等

- ① 営業所の所在地がわかる付近見取図と営業所の施設平面図（事務所、検査室の位置及び機械器具の配置）が記載されていること。

(3) 設備・機器名簿 [様式第2号]

- ① 機械器具等は営業所ごとに所有、占有されていること。
- ② 登録要件である機械器具等がすべて記載され、その写真が添付されていること。
- ③ 型式の欄には、製造会社名と型式の両方が記載され、添付の写真で確認できること。
- ④ 購入年月日欄には納品書等の日にちが記入され、納品書等の写しが添付されていること。

(4) 監督者等名簿 [様式第3号]

- ① 水質検査実施者は、2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録されていないこと。

② 水質検査実施者は、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務していないこと。

(5) 作業実施方法等 [様式第5-1号 上欄]

① 同一の監督者が2以上の班を編成していることがないようにすること。

(6) 作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄]

① 告示に定める基準に合致する作業及び機械器具等の維持管理の方法を記入すること。
〈*〉告示に定める基準の内容がすべて記入されているか、必ず確認してください。

② 告示に定める基準に次の内容を含ませること。

a 水質検査の方法（試料の採水に関する事項を含む。）

b 試薬及び標準物質の保管方法

c 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名

d 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法

e 測定結果報告作成の手順（測定結果報告書に記入する内容も記載すること。〈*〉測定結果報告書の添付に替えても可。）並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

※ 点検等の定期的に行われなければならない項目については、明確に実施回数を記載すること。（例：〇〇月に〇〇回以上。）

(7) 作業実施方法等 [様式第5-2号 上欄]

※ 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

① 業務委託の有無を○で囲むこと。（例：有・無）

② やむを得ず業務を委託する場合は、以下の内容を記入すること。

a 委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示に定める基準（別紙参照）に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

b 委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）

c 委託する業務の範囲

d 受託者の業務の方法が、告示に定める基準に掲げる要件を満たしていることを把握する方法

③ やむを得ず業務を委託する場合で、委託先が建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けている場合は、登録番号を記入し、登録証明書の写しを添付すること。委託先が登録を受けていない場合は、業務が正しく行われていることを把握するために、委託先にも〔設備・機械名簿〕（様式第2号）、〔監督者等名簿〕（様式第3号）、〔監督者としての資格を証明するもの〕、〔研修実施状況（計画）〕（様式第4号）、〔作業実施方法等〕（様式第5-1号、第5-2号の下欄）の必要書類を提出してもらい、それらを添付すること。

(8) 作業実施方法等 [様式第5-2号 下欄]

- ① 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
- ② 緊急連絡先の電話番号を記入すること。
- ③ 緊急連絡先の電話番号は24時間対応が可能でなければならないので、そのことについても明記すること。

建築物飲料水貯水槽清掃業登録（5号）の必要要件

受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

1 次の機械器具を有すること。

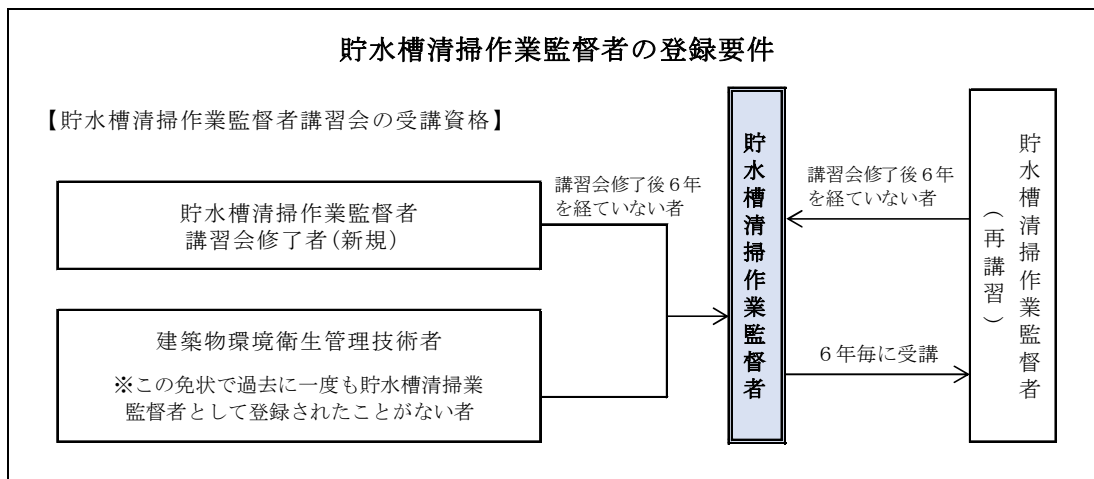
- (1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン
(5) 防水型照明器具 (6) 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

2 機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫とは・・・

- (1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
(2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
(3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
(4) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものと誤用するおそれがないようになっていること。
(5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
(6) 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の①～④の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。
① (1)～(3)までに掲げる要件を満たしていること。
② 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
③ 自動車を適切に保管できる車庫（施錠でき、屋根、壁、シャッターなどで囲まれ、みだりに人が出入りすることができない構造のもの）を有すること。
④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

- 3 貯水槽清掃作業監督者が、登録しようとする営業所につき、1人以上置かれていること。
貯水槽清掃作業監督者が、次のいずれかに該当するものであること。



- 4 貯水槽清掃作業に従事する者が、次の要件に該当する研修を修了したものであること。
- (1) 研修は貯水槽の清掃作業に従事する者のすべて(派遣及びパート等含む)が受講できるものであること。
 - (2) 研修は登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
 - (3) 研修の内容は、貯水槽の掃除方法、貯水槽の塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - (4) 研修の指導にあたる者は、(3)の内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 5 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。(※「清掃作業及び清掃用機会機器等の維持管理の方法の基準(平成14年厚生労働省告示第117号)参照)。

※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準」(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)抜粋 第五 1～5

- 一 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 二 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 三 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- 四 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の〇・二以上。結合残留塩素の場合は百万分の一・五以上。
二	色度	五度以下であること。
三	濁度	二度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

- 五 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

建築物飲料水貯水槽清掃業登録に必要な書類と書類記載留意事項

1 提出書類等

- 登録申請書 [様式第1号]
 - 登録手数料：35,000円（兵庫県収入証紙等）
 - 登記事項証明書（法人の場合のみ）（発行日から6か月以内のもの）
- 付近見取図、施設平面図等
- 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - 機械器具の写真（各写真に機械器具の名称を記入）
（登録要件である機械器具等がすべて判別できる写真及び型式が確認できる写真）
 - 機械器具等の納品書、リース契約書など、登録しようとする営業所にて所有、占有していることを証する書類の写し
 - 保管庫の写真（鍵を挿した写真等、施錠できることが確認できるもの）
 - 保管庫での機械器具等の保管状況のわかる写真
- 監督者等名簿 [様式第3号]
 - 貯水槽清掃作業監督者講習会（再講習会）修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者の免状の写し（ただし、再登録を受けようとする場合には、講習会（再講習会）修了証書の写しが必要） ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 貯水槽清掃作業監督者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
- 研修実施状況（計画） [様式第4号]
 - 登録を受けようとする者が研修を行う場合は、研修の指導にあたる者が、指導者として適当であることを証する書類（登録する清掃監督者が研修の指導を行う場合は省略可。他の者が行う場合は、建築物環境衛生管理技術者の免状の写し等を添付）
 - 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって行う従事者研修を受講した場合は、修了証書の写し
- 作業実施方法等 [様式第5-1号、第5-2号]
 - 検便の検査成績書等の写し（実施していない場合は、確実な実施日を作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄] の欄に記入し、必ず実施することが書面上で約束されていること。）

2 書類記載留意事項

(1) 登録申請書 [様式第1号]

- ① 申請者が法人の場合、登録申請書の氏名欄に登録簿に記載されている名称及び代表者氏名に加え代表者住所が漏れなく記入されていること。

(2) 付近見取図、施設平面図等

- ① 営業所の所在地がわかる付近見取図と営業所の施設平面図（事務所及び保管庫の設置場所）が記載されていること。

(3) 設備・機器名簿 [様式第2号]

- ① 機械器具等は営業所ごとに所有、占有されていること。
- ② 登録要件である機械器具等がすべて記載され、その写真が添付されていること。
- ③ 型式の欄には、製造会社名と型式の両方が記載され、添付の写真で確認できること。
- ④ 購入年月日欄には納品書等の日にちが記入され、納品書等の写しが添付されていること。

(4) 監督者等名簿 [様式第3号]

- ① 貯水槽清掃作業監督者は、2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録されていないこと。
- ② 貯水槽清掃作業監督者は、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務していないこと。

(5) 研修実施状況(計画) [様式第4号]

- ① 新規登録の場合は、過去1年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ② 再登録の場合は、過去6年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ③ 研修は貯水槽の清掃作業に従事する者の全員が1年に1回以上受講できるものであること。日にちは分けて実施可能。
- ④ 研修の時間数が記入されていること。(おおむね7時間)
- ⑤ 研修の内容が、貯水槽の掃除方法、貯水槽の塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ⑥ 研修の指導にあたる者が、貯水槽清掃作業監督者又は貯水槽清掃作業監督者と同等以上の知識、技能を有する者(建築物環境衛生管理技術者等)であること。

(6) 作業実施方法等 [様式第5-1号 上欄]

- ① 同一の監督者が2以上の班を編成していることがないようにすること。

(7) 作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄]

- ① 告示に定める基準に合致する作業及び機械器具等の維持管理の方法を記入すること。
〈*〉告示に定める基準の内容がすべて記入されているか、必ず確認してください。
- ② 告示に定める基準に次の内容を含ませること。
 - a 作業工程(貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。)
 - b 使用する塩素剤の名称及び使用方法
 - c 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
 - d 機械器具等の点検の方法
 - e 保管庫の管理責任者の氏名
 - f 従事者の検便等の時期及び検査機関(おおむね1年に1回実施すること。)
 - g 作業報告作成の手順(作業報告書に記入する内容も記載すること。)〈*〉作業報告書の添付に替えても可。

※ 点検等の定期的に行われなければならない項目については、明確に実施回数を記載すること。(例：〇〇月に〇〇回以上。)

(8) 作業実施方法等 [様式第5-2号 上欄]

※ 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

- ① 業務委託の有無を○で囲むこと。(例：有・~~無~~)
- ② やむを得ず業務を委託する場合は、以下の内容を記入すること。
 - a 委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示に定める基準(別紙参照)に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
 - b 委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)
 - c 委託する業務の範囲
 - d 受託者の業務の方法が、告示に定める基準に掲げる要件を満たしていることを把握する方法
- ③ やむを得ず業務を委託する場合で、委託先が建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けている場合は、登録番号を記入し、登録証明書の写しを添付すること。委託先が登録を受けていない場合は、業務が正しく行われていることを把握するために、委託先にも[設備・機械名簿](様式第2号)、[監督者等名簿](様式第3号)、[監督者としての資格を証明するもの]、[研修実施状況(計画)](様式第4号)、[作業実施方法等](様式第5-1号、第5-2号の下欄)の必要書類を提出してもらい、それらを添付すること。

(9) 作業実施方法等 [様式第5-2号 下欄]

- ① 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
- ② 緊急連絡先の電話番号を記入すること。
- ③ 緊急連絡先の電話番号は24時間対応が可能でなければならないので、そのことについても明記すること。

建築物排水管清掃業登録（6号）の必要要件

建築物の排水管の清掃を行う事業

1 次の機械器具を有すること。

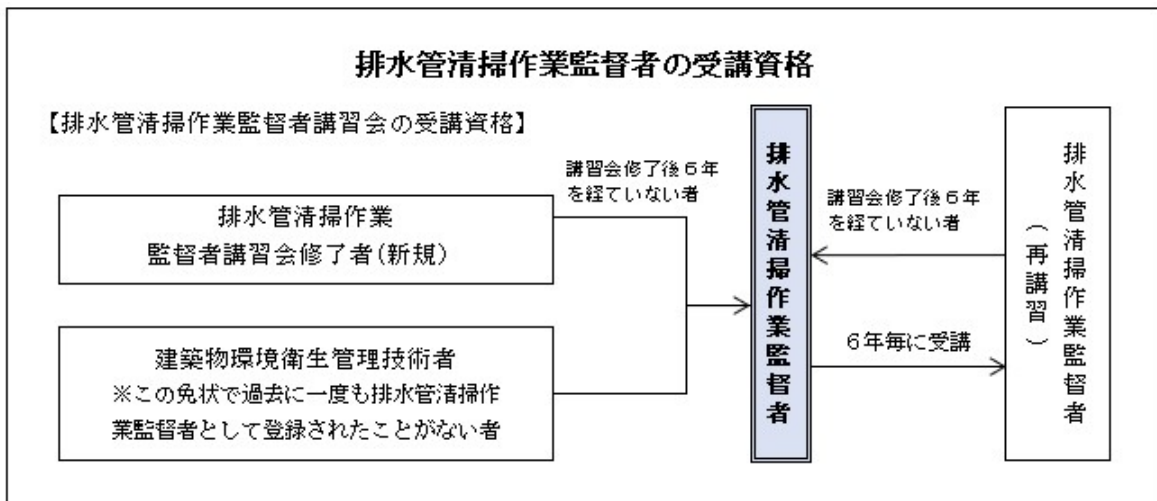
- (1) 内視鏡（写真を撮影することができ、ケーブルの長さが15m以上のもの）
- (2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
- (3) ワイヤ式管清掃機
- (4) 空圧式管清掃機
- (5) 排水ポンプ

2 機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫とは・・・

- (1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- (2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- (3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- (4) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものと誤用するおそれがないようになっていること。
- (5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- (6) 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の①～④の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。
 - ① (1)～(3)までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
 - ③ 自動車を適切に保管できる車庫（施錠でき、屋根、壁、シャッターなどで囲まれ、みだりに人が出入りすることができない構造のもの）を有すること。
 - ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

- 3 排水管清掃作業監督者が、登録しようとする営業所につき、1人以上置かれていること。
排水管清掃作業監督者が、次のいずれかに該当するものであること。



- 4 排水管清掃作業に従事する者が、次の要件に該当する研修を修了したものであること。
- (1) 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
 - (3) 研修の内容は、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - (4) 研修の指導にあたる者は、(3)の内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 5 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が次に定める基準に適合していること。(※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準(平成14年厚生労働省告示第117号)参照)。

※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準」(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)抜粋 第六 1～5

- 一 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。
- 二 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。
- 三 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。
- 四 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。
- 五 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

建築物排水管清掃業登録に必要な書類と書類記載留意事項

1 提出書類等

- 登録申請書 [様式第1号]
 - 登録手数料：35,000円（兵庫県収入証紙等）
 - 登記事項証明書（法人の場合のみ）（発行日から6か月以内のもの）
- 付近見取図、施設平面図等
- 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - 機械器具の写真（各写真に機械器具の名称を記入）
（登録要件である機械器具等がすべて判別できる写真及び型式が確認できる写真）
 - 内視鏡が写真撮影可能であることが確認できるもの（例：内視鏡とカメラを接続した写真、カタログなど）
 - 機械器具等の納品書、リース契約書など、登録しようとする営業所にて所有、占有していることを証する書類の写し
 - 保管庫の写真（鍵を挿した写真等、施錠できることが確認できるもの）
 - 保管庫での機械器具等の保管状況のわかる写真
- 監督者等名簿 [様式第3号]
 - 排水管清掃作業監督者講習会（再講習会）修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者の免状の写し（ただし、再登録を受けようとする場合には、講習会（再講習会）修了証書の写しが必要） ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 排水管清掃作業監督者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
- 研修実施状況（計画） [様式第4号]
 - 登録を受けようとする者が研修を行う場合は、研修の指導にあたる者が、指導者として適当であることを証する書類（登録する清掃監督者が研修の指導を行う場合は省略可。他の者が行う場合は、建築物環境衛生管理技術者の免状の写し等を添付）
 - 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって行う従事者研修を受講した場合は、修了証書の写し
- 作業実施方法等 [様式第5-1号、第5-2号]

2 書類記載留意事項

(1) 登録申請書 [様式第1号]

- ① 申請者が法人の場合、登録申請書の氏名欄に登記簿に記載されている名称及び代表者氏名に加え代表者住所が漏れなく記入されていること。

(2) 付近見取図、施設平面図等

- ① 営業所の所在地がわかる付近見取図と営業所の施設平面図（事務所及び保管庫の設置場所）が記載されていること。

(3) 設備・機器名簿 [様式第2号]

- ① 機械器具等は営業所ごとに所有、占有されていること。
- ② 登録要件である機械器具等がすべて記載され、その写真が添付されていること。
- ③ 型式の欄には、製造会社名と型式の両方が記載され、添付の写真で確認できること。
- ④ 購入年月日欄には納品書等の日にちが記入され、納品書等の写しが添付されていること。

(4) 監督者等名簿 [様式第3号]

- ① 排水管清掃作業監督者は、2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録されていないこと。
- ② 排水管清掃作業監督者は、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務していないこと。

(5) 研修実施状況(計画) [様式第4号]

- ① 新規登録の場合は、過去1年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ② 再登録の場合は、過去6年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ③ 研修は排水管の清掃作業に従事する者の全員が1年に1回以上受講できるものであること。日にちは分けて実施可能。
- ④ 研修の時間数が記入されていること。(おおむね7時間)
- ⑤ 研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ⑥ 研修の指導にあたる者が、排水管清掃作業監督者又は排水管清掃作業監督者と同等以上の知識、技能を有する者(建築物環境衛生管理技術者等)であること。

(6) 作業実施方法等 [様式第5-1号 上欄]

- ① 同一の監督者が2以上の班を編成していることがないようにすること。

(7) 作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄]

- ① 告示に定める基準に合致する作業及び機械器具等の維持管理の方法を記入すること。
〈*〉告示に定める基準の内容がすべて記入されているか、必ず確認してください。
- ② 告示に定める基準に次の内容を含ませること。
 - a 作業工程(排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)
 - b 機械器具等の点検の方法
 - c 保管庫の管理責任者の氏名
 - d 作業報告作成の手順(作業報告書に記入する内容も記載すること。)〈*〉作業報告書の添付に替えても可。

※ 点検等の定期的に行われなければならない項目については、明確に実施回数を記載すること。(例：〇〇月に〇〇回以上。)

(8) 作業実施方法等 [様式第5-2号 上欄]

※ 排水管の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

- ① 業務委託の有無を○で囲むこと。(例 : 有・~~無~~)
- ② やむを得ず業務を委託する場合は、以下の内容を記入すること。
 - a 委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示に定める基準(別紙参照)に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
 - b 委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)
 - c 委託する業務の範囲
 - d 受託者の業務の方法が、告示に定める基準に掲げる要件を満たしていることを把握する方法
- ③ やむを得ず業務を委託する場合で、委託先が建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けている場合は、登録番号を記入し、登録証明書の写しを添付すること。委託先が登録を受けていない場合は、業務が正しく行われていることを把握するために、委託先にも[設備・機械名簿](様式第2号)、[監督者等名簿](様式第3号)、[監督者としての資格を証明するもの]、[研修実施状況(計画)](様式第4号)、[作業実施方法等](様式第5-1号、第5-2号の下欄)の必要書類を提出してもらい、それらを添付すること。

(9) 作業実施方法等 [様式第5-2号 下欄]

- ① 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
- ② 緊急連絡先の電話番号を記入すること。
- ③ 緊急連絡先の電話番号は24時間対応が可能でなければならないので、そのことについても明記すること。

建築物ねずみ昆虫等防除業登録（7号）の必要要件

建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業

1 次の機械器具を有すること。

- (1) 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
- (2) 毒じ皿^{※1}、毒じ箱^{※2}及び捕そ器
- (3) 噴霧機及び散粉機
- (4) 真空掃除機
- (5) 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具^{※3}及び消火器

※1…転倒しないように安定した、食品用ではない容器を使用。注意を促すため色付きが好ましい。

※2…鍵が掛けられるものが好ましい。

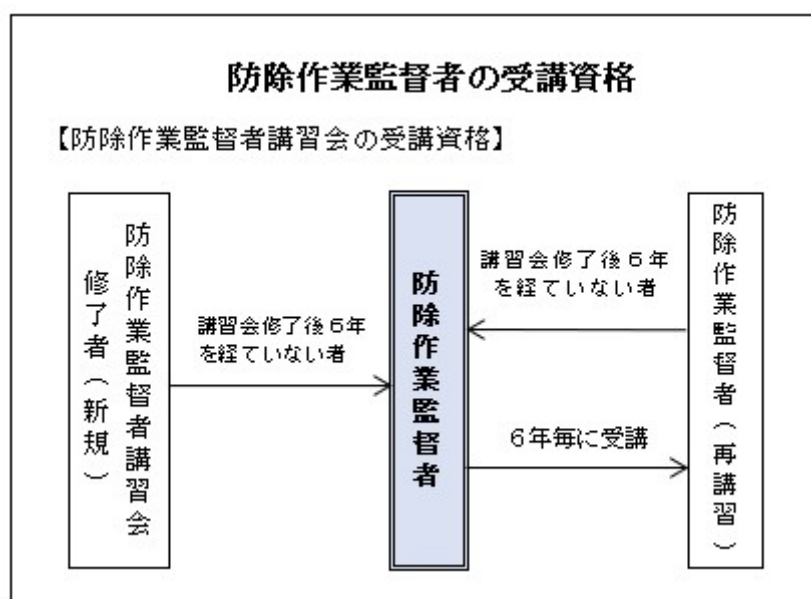
※3…令和5年10月1日以降の申請より認められます。

2 機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫とは・・・

- (1) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- (2) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- (4) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- (5) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものと誤用するおそれがないようになっていること。
- (6) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。
- (7) 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の①～⑤の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。
 - ① (1)～(4)までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
 - ③ 自動車を適切に保管できる車庫（施錠でき、屋根、壁、シャッターなどで囲まれ、みだりに人が出入りすることができない構造のもの）を有すること。
 - ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
 - ⑤ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

- 3 防除作業監督者が、登録しようとする営業所につき、1人以上置かれていること。
防除作業監督者が、次の要件を満たすものであること。



- 4 防除作業に従事する者が、次の要件に該当する研修を修了したものであること。
- (1) ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
 - (3) 研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - (4) 研修の指導にあたる者が、(3)の内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 5 ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が次に定める基準に適合していること。※「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準(平成14年厚生労働省告示第117号)参照)

※ 「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準」(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)抜粋 第七 1～6

- 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 六 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

建築物ねずみ昆虫等防除業登録に必要な書類と書類記載留意事項

1 提出書類等

- 登録申請書 [様式第1号]
 - 登録手数料：35,000円（兵庫県収入証紙等）
 - 登記事項証明書（法人の場合のみ）（発行日から6か月以内のもの）
- 付近見取図、施設平面図等
- 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - 機械器具の写真（各写真に機械器具の名称を記入）
（登録要件である機械器具等がすべて判別できる写真及び型式が確認できる写真）
 - 機械器具等の納品書、リース契約書など、登録しようとする営業所にて所有、占有していることを証する書類の写し
 - 機械器具及び薬剤の保管庫の写真（鍵を挿した写真等、施錠できることが確認できるもの）
 - 保管庫での機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管状況のわかる写真
- 監督者等名簿 [様式第3号]
 - 防除作業監督者講習会（再講習会）修了証書の写し ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 防除作業監督者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
- 研修実施状況（計画） [様式第4号]
 - 登録を受けようとする者が研修を行う場合は、研修の指導にあたる者が、指導者として適当であることを証する書類（登録する清掃監督者が研修の指導を行う場合は省略可。他の者が行う場合は、建築物環境衛生管理技術者の免状の写し等を添付）
 - 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって行う従事者研修を受講した場合は、修了証書の写し
- 作業実施方法等 [様式第5-1号、第5-2号]

2 書類記載留意事項

(1) 登録申請書 [様式第1号]

- ① 申請者が法人の場合、登録申請書の氏名欄に登録簿に記載されている名称及び代表者氏名に加え代表者住所が漏れなく記入されていること。

(2) 付近見取図、施設平面図等

- ① 営業所の所在地がわかる付近見取図と営業所の施設平面図（事務所及び保管庫の設置場所）が記載されていること。

(3) 設備・機器名簿 [様式第2号]

- ① 機械器具等は営業所ごとに所有、占有されていること。
- ② 登録要件である機械器具等がすべて記載され、その写真が添付されていること。

- ③ 型式の欄には、製造会社名と型式の両方が記載され、添付の写真で確認できること。
- ④ 購入年月日欄には納品書等の日にちが記入され、納品書等の写しが添付されていること。

(4) 監督者等名簿 [様式第3号]

- ① 防除作業監督者は、2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録されていないこと。
- ② 防除作業監督者は、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務していないこと。

(5) 研修実施状況(計画) [様式第4号]

- ① 新規登録の場合は、過去1年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ② 再登録の場合は、過去6年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ③ 研修はねずみ等の防除作業に従事する者の全員が1年に1回以上受講できるものであること。日にちは分けて実施可能。
- ④ 研修の時間数が記入されていること。(おおむね7時間)
- ⑤ 研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の使用方法及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ⑥ 研修の指導にあたる者が、防除作業監督者又は防除作業監督者と同等以上の知識、技能を有する者(建築物環境衛生管理技術者等)であること。

(6) 作業実施方法等 [様式第5-1号 上欄]

- ① 同一の監督者が2以上の班を編成していることがないようにすること。

(7) 作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄]

- ① 告示に定める基準に合致する作業及び機械器具等の維持管理の方法を記入すること。
〈*〉告示に定める基準の内容がすべて記入されているか、必ず確認してください。
- ② 告示に定める基準に次の内容を含ませること。
 - a 作業工程(事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。)
 - b 使用する薬剤の種類
 - c 薬剤の保管方法
 - d 機械器具等の点検の方法
 - e 保管庫の管理責任者の氏名
 - f 作業報告作成の手順(作業報告書に記入する内容も記載すること。)〈*〉作業報告書の添付に替えても可。

※ 点検等の定期的に行われなければならない項目については、明確に実施回数を記載すること。(例：〇〇月に〇〇回以上。)

(8) 作業実施方法等 [様式第5-2号 上欄]

※ ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

- ① 業務委託の有無を○で囲むこと。 (例 : 有・)
- ② やむを得ず業務を委託する場合は、以下の内容を記入すること。
 - a 委託を受ける者の氏名 (法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示に定める基準 (別紙参照) に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
 - b 委託を受ける者の氏名 (法人にあっては、名称)
 - c 委託する業務の範囲
 - d 受託者の業務の方法が、告示に定める基準に掲げる要件を満たしていることを把握する方法
- ③ やむを得ず業務を委託する場合で、委託先が建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けている場合は、登録番号を記入し、登録証明書の写しを添付すること。委託先が登録を受けていない場合は、業務が正しく行われていることを把握するために、委託先にも [設備・機械名簿] (様式第2号)、[監督者等名簿] (様式第3号)、[監督者としての資格を証明するもの]、[研修実施状況 (計画)] (様式第4号)、[作業実施方法等] (様式第5-1号、第5-2号の下欄) の必要書類を提出してもらい、それらを添付すること。

(9) 作業実施方法等 [様式第5-2号 下欄]

- ① 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
- ② 緊急連絡先の電話番号を記入すること。
- ③ 緊急連絡先の電話番号は24時間対応が可能でなければならないので、そのことについても明記すること。

建築物環境衛生総合管理業登録（8号）の必要要件

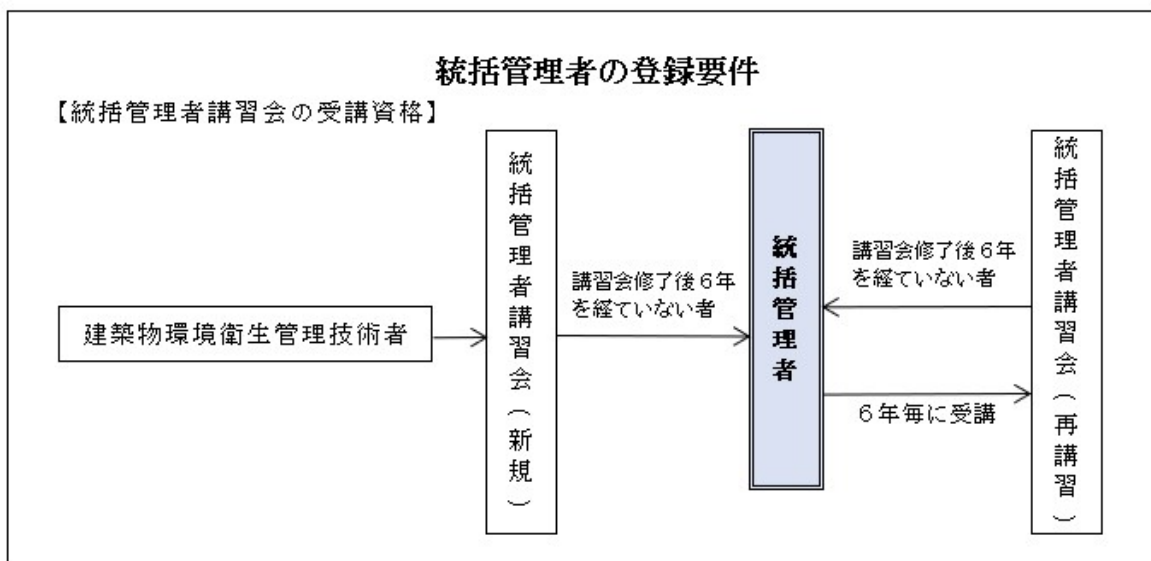
建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業

1 次の機械器具を有すること。

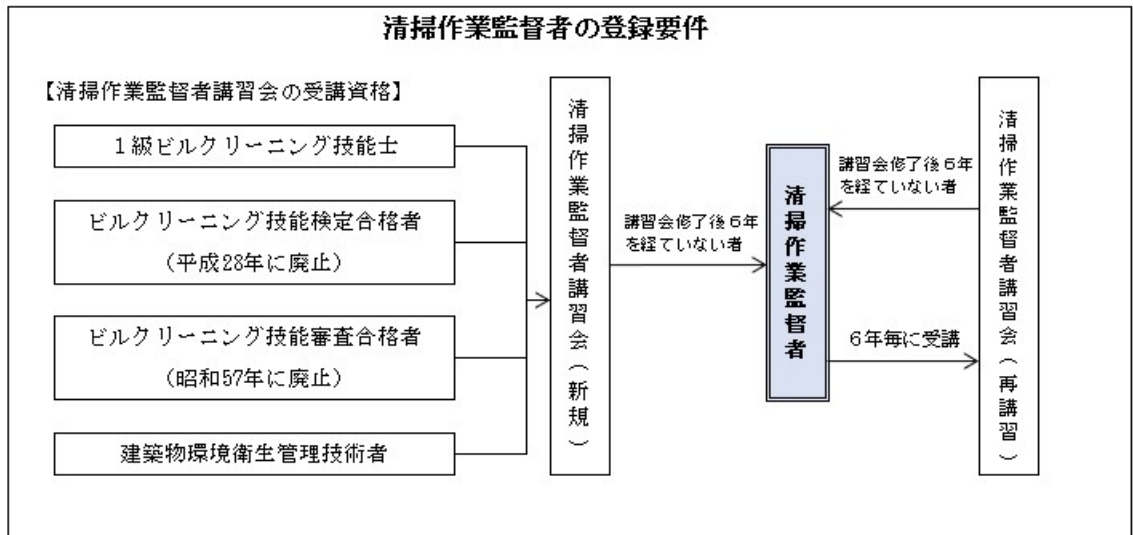
- (1) 真空掃除機 (2) 床みがき機 (3) 浮遊粉じん測定器
- (4) 一酸化炭素測定器 (5) 二酸化炭素測定器 (6) 温度計 (7) 湿度計
- (8) 風速計 (9) 空気環境の測定に必要な器具（測定器スタンド等）
- (10) 残留塩素測定器 (11) ホルムアルデヒド測定器（*）

（*）必須ではないが、兵庫県では、建築物環境衛生管理基準に定められた空気環境の測定が出来るよう、原則として備え付けることとしている。

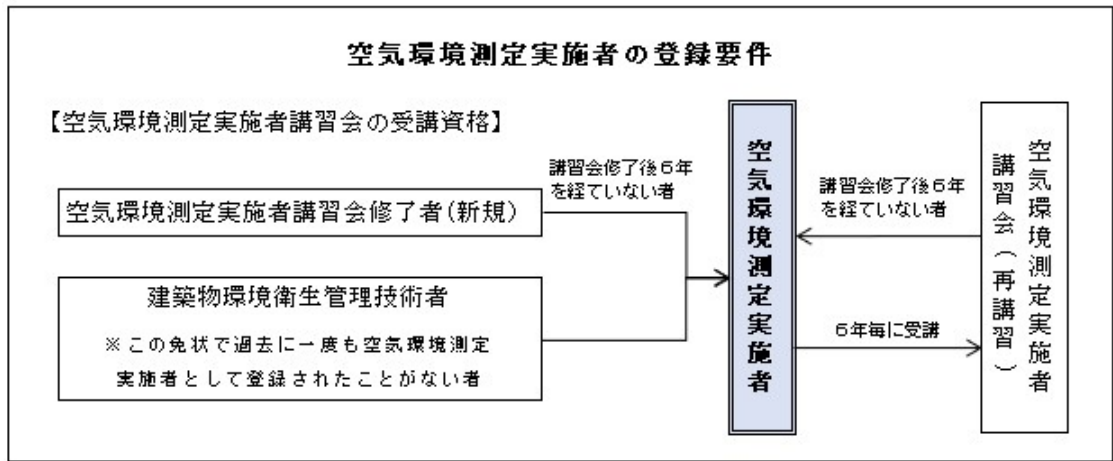
2 統括管理者が、次のいずれかに該当するものであること。



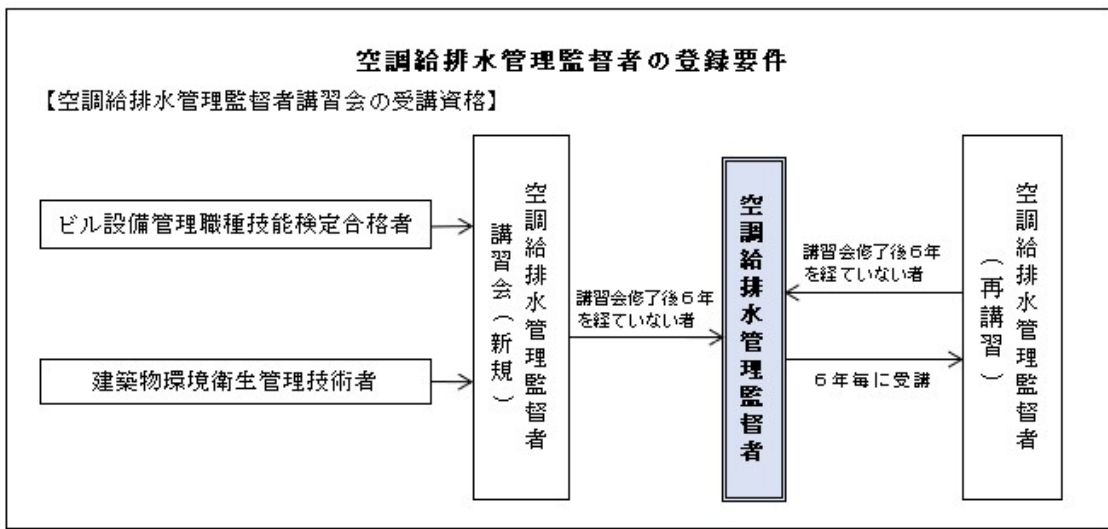
3 清掃作業監督者が、次のいずれかに該当するものであること。



4 空気環境測定実施者が、次のいずれかに該当するものであること。



5 空調給排水管理監督者が、次のいずれかに該当するものであること。



- 6 清掃作業に従事する者が、次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - (1) 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
 - (3) 研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - (4) 研修の指導にあたる者が、(3)の内容を指導するのに適当と認められる者であること。

- 7 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が、厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。
 - (1) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - (2) その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること。

- 8 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が次に定める基準に適合していること。

※ 「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法の基準」(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)抜粋 第八 1～8

一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- 6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 7 1 から 6 までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- 8 7 に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
- 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。

7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。

三 機械換気設備の維持管理を、二の1、二の4及び二の5に定めるところにより行うことができること。

四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次に定めるところにより行うことができること。

1 空気環境の測定は、規則第三条の二第一号に定める方法に準じて行うこと。

〈規則第三条の二第一号〉

* 当該特定建築物の通常的使用中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の位置において、下の表に掲げる測定器を用い、各事項の測定を行う。

浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又は同等以上の性能を有する測定器を使用
二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器又は同等以上の性能を有する測定器を使用
温度	0.5度目盛の温度計又は同等以上の性能を有する測定器を使用
相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又は同等以上の性能を有する測定器を使用
気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計又は同等以上の性能を有する測定器を使用
ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法（DNPH-HPLC法）により測定する機器、4-アミノ

	<p>－ 3－ヒドラジノ－ 5－メルカプト－ 1, 2, 4－トリアゾール法（AHMT吸光光度法）により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器</p>
--	--

- 2 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。
- 3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

五 貯水槽等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、〈※ a〉の措置を講ずること。

〈※ a〉貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の〇・二以上。結合残留塩素の場合は百万分の一・五以上。
二	色度	五度以下であること。
三	濁度	二度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- 8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- 6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
- 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷・き裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

八 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を七日に一回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。

建築物環境衛生総合管理業登録に必要な書類と書類記載留意事項

1 提出書類等

- 登録申請書 [様式第1号]
 - 登録手数料：45,000円（兵庫県収入証紙等）
 - 登記事項証明書（法人の場合のみ）（発行日から6か月以内のもの）
- 付近見取図、施設平面図等
- 設備・機器名簿 [様式第2号]
 - 機械器具の写真（各写真に機械器具の名称を記入）
（登録要件である機械器具等がすべて判別できる写真及び型式が確認できる写真）
 - 機械器具等の納品書、リース契約書など、登録しようとする営業所にて所有、占有していることを証する書類の写し
- 監督者等名簿 [様式第3号]
 - 統括管理者講習会（再講習会）修了証書の写し ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 統括管理者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
 - 清掃作業監督者講習会（再講習会）修了証書の写し ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 清掃作業監督者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
 - 空気環境測定実施者講習会（再講習会）修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者の免状の写し（ただし、再登録を受けようとする場合には、講習会（再講習会）修了証書の写しが必要） ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 空気環境測定実施者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
 - 空調給排水管理監督者講習会（再講習会）修了証書の写し ※原本照合のため原本持参のこと。
 - 空調給排水管理監督者の従事証明書（常勤が証明できるもの）
- 研修実施状況（計画） [様式第4号]
 - 登録を受けようとする者が研修を行う場合は、研修の指導にあたる者が、指導者として適当であることを証する書類（登録する清掃監督者が研修の指導を行う場合は省略可。他の者が行う場合は、建築物環境衛生管理技術者の免状の写し等を添付）
 - 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって行う従事者研修を受講した場合は、修了証書の写し
- 作業実施方法等 [様式第5-1号、第5-2号]
 - 浮遊粉じん測定器の較正済票の写し（1年以内ごとに1回較正を受けること）

2 書類記載留意事項

(1) 登録申請書 [様式第1号]

- ① 申請者が法人の場合、登録申請書の氏名欄に登記簿に記載されている名称及び代表者

氏名に加え代表者住所が漏れなく記入されていること。

(2) 付近見取図、施設平面図等

- ① 営業所の所在地がわかる付近見取図と営業所の施設平面図(事務所及び保管庫の設置場所)が記載されていること。

(3) 設備・機器名簿 [様式第2号]

- ① 機械器具等は営業所ごとに所有、占有されていること。
- ② 登録要件である機械器具等がすべて記載され、その写真が添付されていること。
- ③ 型式の欄には、製造会社名と型式の両方が記載され、添付の写真で確認できること。
- ④ 購入年月日欄には、納品書等の日にちが記入され、納品書等の写しが添付されていること。

(4) 監督者等名簿 [様式第3号]

- ① 統括管理者、清掃作業監督者及び空気環境測定実施者並びに空調給排水管理監督者は、それぞれ2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録されていないこと。
- ② 統括管理者、清掃作業監督者及び空気環境測定実施者並びに空調給排水管理監督者は、それぞれ特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務していないこと。

(5) 研修実施状況(計画) [様式第4号]

- ① 新規登録の場合は、過去1年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ② 再登録の場合は、過去6年の研修実績と今後1年の計画が記載されていること。今後1年の計画の参加従事者数は空欄にすること。
- ③ 研修は清掃作業に従事する者と空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者の全員が1年に1回以上受講できるものであること。日にちは分けて実施可能。
- ④ 研修の時間数が記入されていること。(清掃作業従事者に関しては、おおむね8時間)
- ⑤ 研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ⑥ 清掃作業に従事する者に対する研修の指導にあたる者が、清掃作業監督者又は清掃作業監督者と同等以上の知識、技能を有する者(建築物環境衛生管理技術者等)であること。
- ⑦ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者に対する研修の内容が、空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に関するものであること。
- ⑧ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者に対する研修の指導にあたる者が、空調給排水管理監督者又は空調給排水管理監督者と同等以上の知識、技能を有する者(建築物環境衛生管理技術者等)であること。

(6) 作業実施方法等 [様式第5-1号 上欄]

- ① 同一の監督者が2以上の班を編成していることがないようにすること。

(7) 作業実施方法等 [様式第5-1号 下欄]

- ① 告示に定める基準に合致する作業及び機械器具等の維持管理の方法を記入すること。
〈*〉告示に定める基準の内容がすべて記入されているか、必ず確認してください。
- ② 告示に定める基準に次の内容を含ませること。
- a 清掃作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。)
 - b 清掃用機械器具等の点検の方法
 - c 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
 - d 清掃作業報告作成の手順(作業報告書に記入する内容も記載すること。)
〈*〉作業報告書の添付に替えても可。
 - e 空気環境の測定方法
 - f 空気環境の測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
 - g 空気環境の測定結果報告作成の手順(測定結果報告書に記入する内容も記載すること。〈*〉測定結果報告書の添付に替えても可。)並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名
 - h 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
 - i 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に関する作業報告作成の手順(作業報告書に記入する内容も記載すること。)
〈*〉作業報告書の添付に替えても可。
- ※ 点検等の定期的に行われなければならない項目については、明確に実施回数を記載すること。(例：〇〇月に〇〇回以上。)

(8) 作業実施方法等 [様式第5-2号 上欄]

- ※ 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。
- ① 業務委託の有無を○で囲むこと。(例：有・)
- ② やむを得ず業務を委託する場合は、以下の内容を記入すること。
- a 委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示に定める基準(別紙参照)に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
 - b 委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)
 - c 委託する業務の範囲
 - d 受託者の業務の方法が、告示に定める基準に掲げる要件を満たしていることを把握する方法
- ③ やむを得ず業務を委託する場合で、委託先が建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けている場合は、登録番号を記入し、登録証明書の写しを添付すること。委託先が登録を受けていない場合は、業務が正しく行われていることを把握するた

めに、委託先にも〔設備・機械名簿〕（様式第2号）、〔監督者等名簿〕（様式第3号）、〔監督者としての資格を証明するもの〕、〔研修実施状況（計画）〕（様式第4号）、〔作業実施方法等〕（様式第5-1号、第5-2号の下欄）の必要書類を提出してもらい、それらを添付すること。

（9）作業実施方法等〔様式第5-2号 下欄〕

- ① 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
- ② 緊急連絡先の電話番号を記入すること。
- ③ 緊急連絡先の電話番号は24時間対応が可能でなければならないので、そのことについても明記すること。